

平成31年小田原市議会3月定例会

建設経済常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
農業用施設等台風被害対策事業費補助金について	農 政 課	1
県営農地保全事業 曾我別所地区 位置図		2
県営湛水防除事業 鬼柳地区 位置図		3
指定管理者の指定期間の変更について(小田原市 いこいの森)		4
小田原特定漁港漁場整備事業 施工箇所図	水 産 海 浜 課	5
小田原駅西口東町線ポンプ場 位置図(扇町一丁 目地内)	道 水 路 整 備 課	6
市道2246・0015・2243・2688 平面図(栄町三丁目・中町一丁目地内)		7
市道2216 平面図(栄町一丁目地内)		8
市道2189 平面図(栄町一丁目地内)		9
市道2521・2568 平面図(久野地内)		10
市道2035 平面図(本町三丁目地内)		11
辻村植物公園コナラ伐採委託料について	みどり公園課	12
小田原市下水道条例の一部を改正する条例につ いて	下 水 道 総 務 課	13

平成31年 2月25日

農業用施設等台風被害対策事業費補助金について

1 目的

平成30年10月の台風第24号により被災した農業者に対し、倒壊した農業用施設の撤去、被災施設の復旧等にかかる費用について補助し、農業経営の継続を支援する。

2 事業概要

助成対象者

地方公共団体による支援や融資を受けて対象事業を実施し、農業経営を継続しようとする農業者

対象事業

- (1) 農産物の生産に必要な施設若しくは生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は被災前の当該施設と同程度の施設の取得
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- (3) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去

補助率

国…3/10、県…2/10、市…2/10

3 予算額

歳入：1,384千円（国費＋県費）

歳出：1,961千円（国費＋県費＋市費）

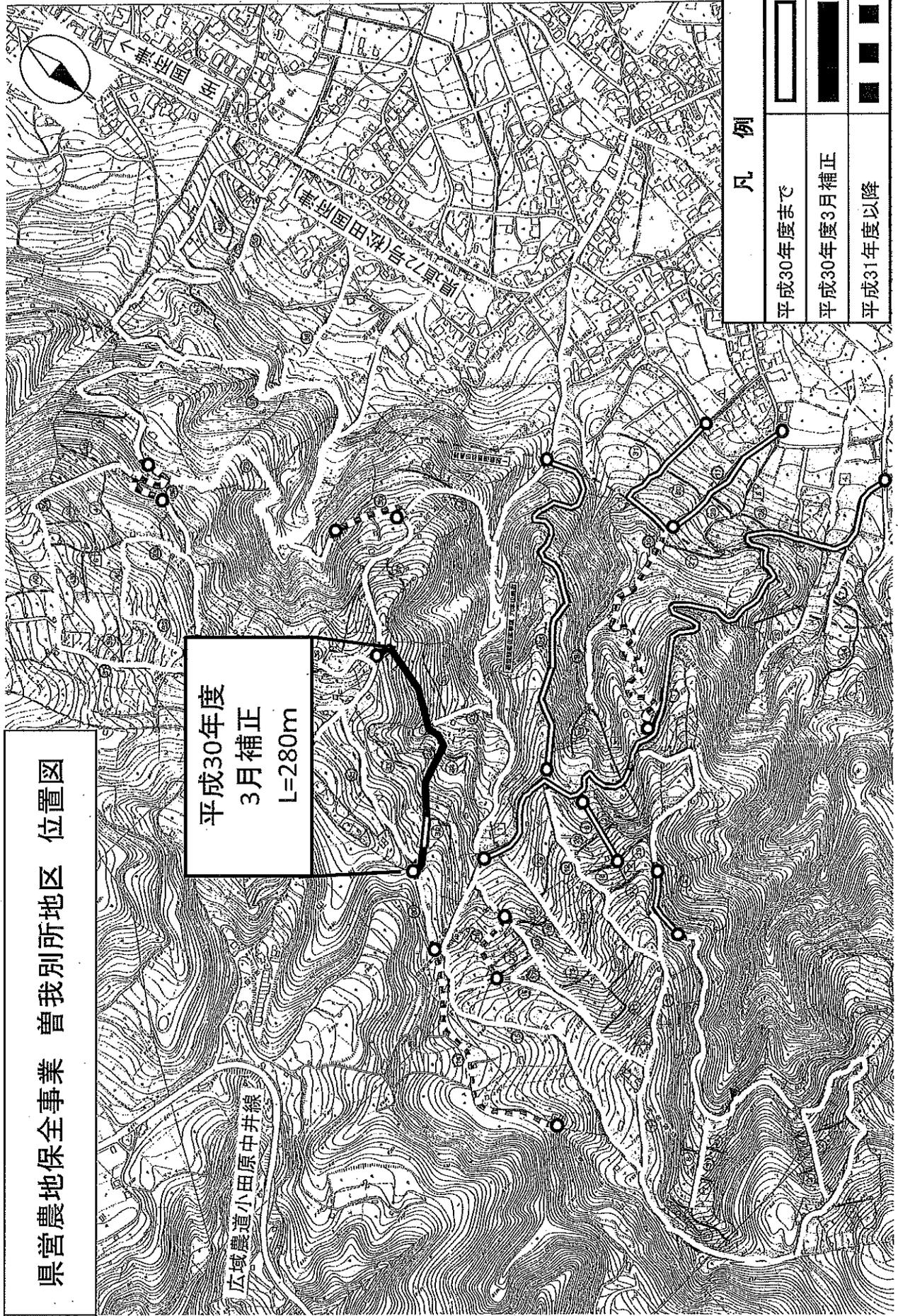
[円]

被災者	地域	被災施設	対象事業	事業費	国費(※1)	県費	市費	自己負担
1	蓮正寺	イチゴハウス	修繕	1,523,313	456,000	304,662	304,662	457,989
2	中村原	鉢物苗物 ハウス	撤去	19,440	5,000	3,888	3,888	6,664
			再建	639,166	191,000	127,833	127,833	192,500
			修繕	175,789	(※2) 0	35,157	35,157	105,475
3	小竹	野菜ハウス	修繕	155,452	46,000	31,090	31,090	47,272
4	穴部	野菜ハウス	修繕	367,614	110,000	73,522	73,522	110,570
合計				2,880,774	808,000	576,152	576,152	920,470

※1) 国費は千円未満切捨て

※2) 共済金支払額（国庫含む。）が3/10を超えているため、本事業の国費は0となっている。

県営農地保全事業 曾我別所地区 位置図



平成30年度
3月補正
L=280m

凡 例	
平成30年度まで	
平成30年度3月補正	
平成31年度以降	

県営湛水防除事業 鬼柳地区 位置図



凡	例
—	平成30年度まで
—	平成30年度3月補正
- - -	平成31年度以降

平成30年度3月補正
L=150m

事業延長4,637m

指定管理者の指定期間の変更について（小田原市いこいの森） （小田原市いこいの森再生総合計画について）

1 趣旨

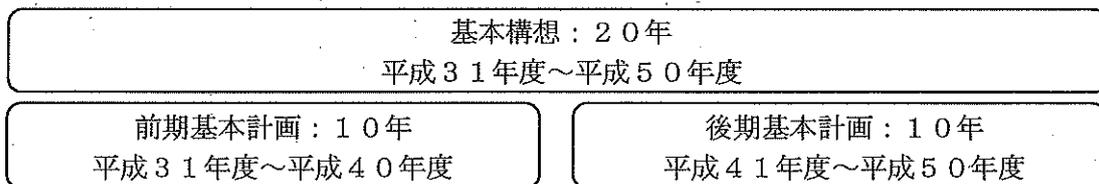
小田原市いこいの森（以下「いこいの森」という。）は、国庫補助を活用して昭和57年に開設した後、キャンプ場やバーベキュー場、広場、散策歩道などの施設整備を進め、平成初期までに現在の主要な施設が整った。

一方で、施設の老朽化が進み、修繕や更新が必要な時期を迎えているとともに、利用者のニーズの変化や周辺施設の増加・充実など、いこいの森を取り巻く環境は開設当初に比べ大きく変化している。

このような中、いこいの森を魅力ある施設として再生するため、新たな施設整備の方針や整備手法などを示した小田原市いこいの森再生総合計画を策定する。

2 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画から成り、基本構想は20年、基本計画は10年を計画期間とし、都度見直しを行うこととする。



3 基本方針

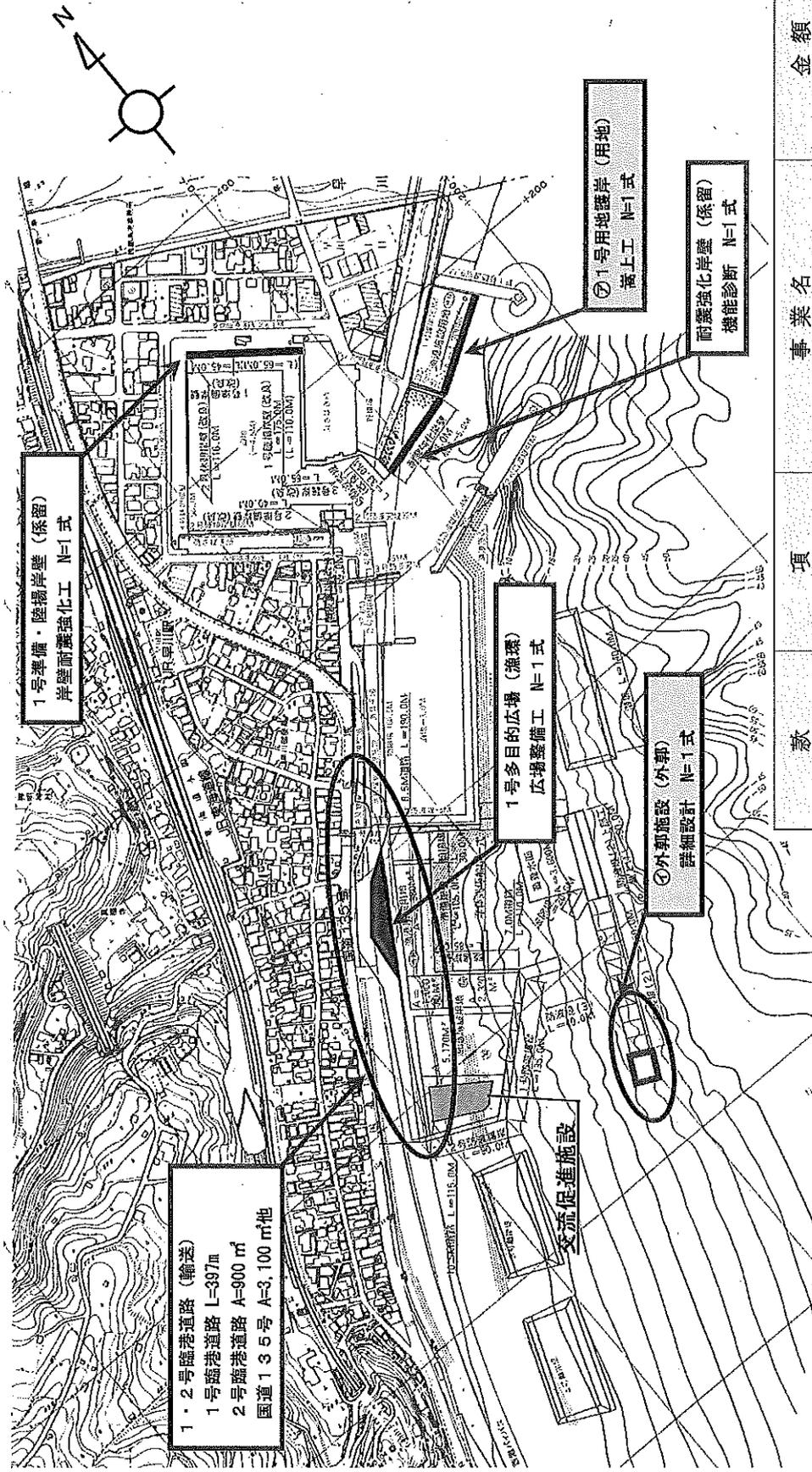
いこいの森を利用することで、自然にふれ親しむ機会を創出し、積極性や人間関係能力などの人の「生きる力」を増進するとともに、小田原の豊かな自然を未来に継承することを基本方針として、「自然と人をつなぐ」、「人と人をつなぐ」、「未来へ自然をつなぐ」をテーマとした施設整備及び管理運営を図る。

～自然と人をつなぐ～
人の「生きる力」の増進のため、多様な景観の中で様々な自然を体験できる場

～未来へ自然をつなぐ～
豊かな自然の未来への継承のため、小田原の森など自然の魅力を発信する場

～人と人をつなぐ～
豊かな自然環境の中で、家族や友人同士が語り合い、絆を深められる場

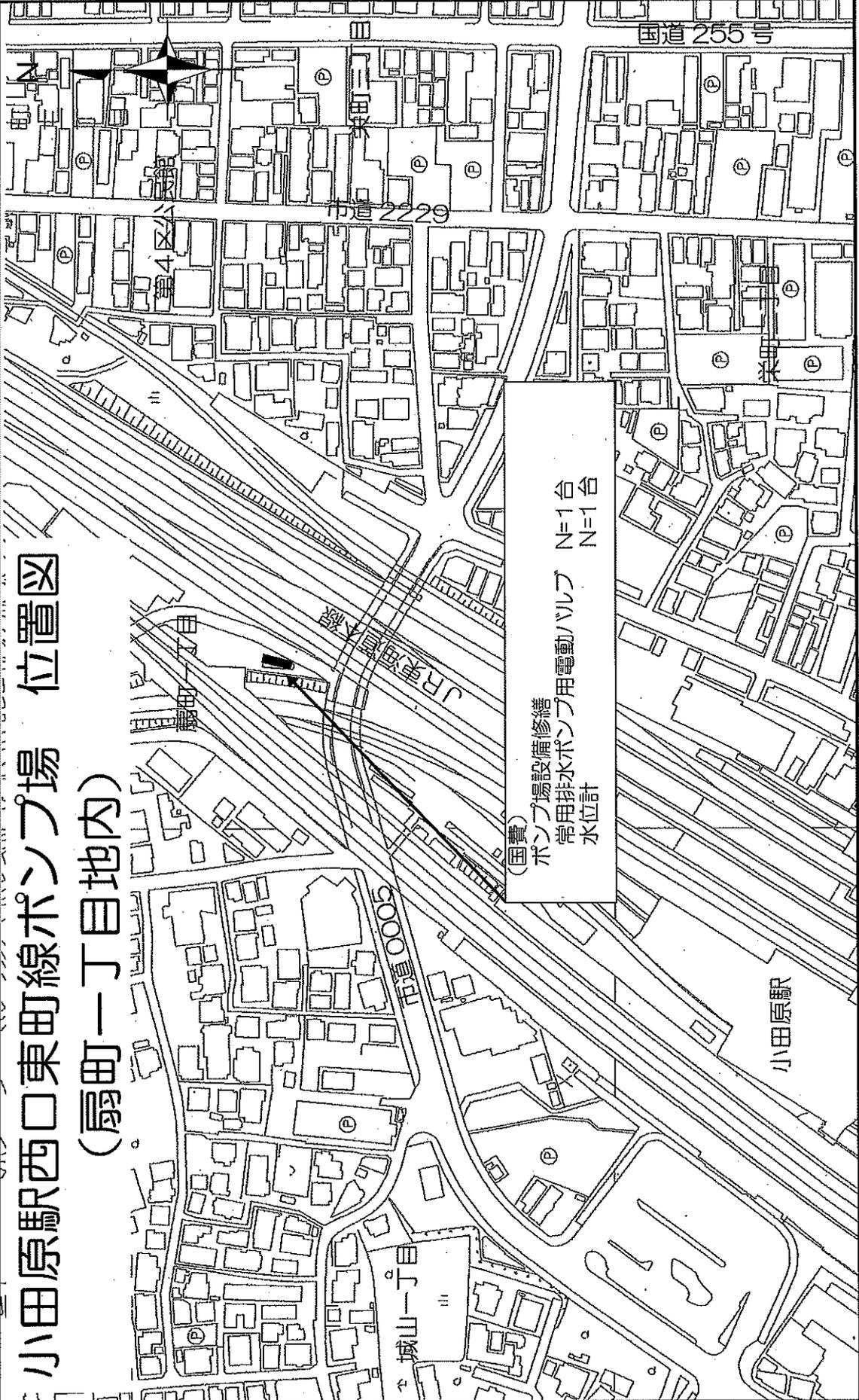
小田原特定漁港漁場整備事業 施工箇所図 (繰越明許費補正)



款	項	事業名	金額
農林水産業費	水産業費	小田原特定漁港漁場整備事業	49,429千円

【内訳】

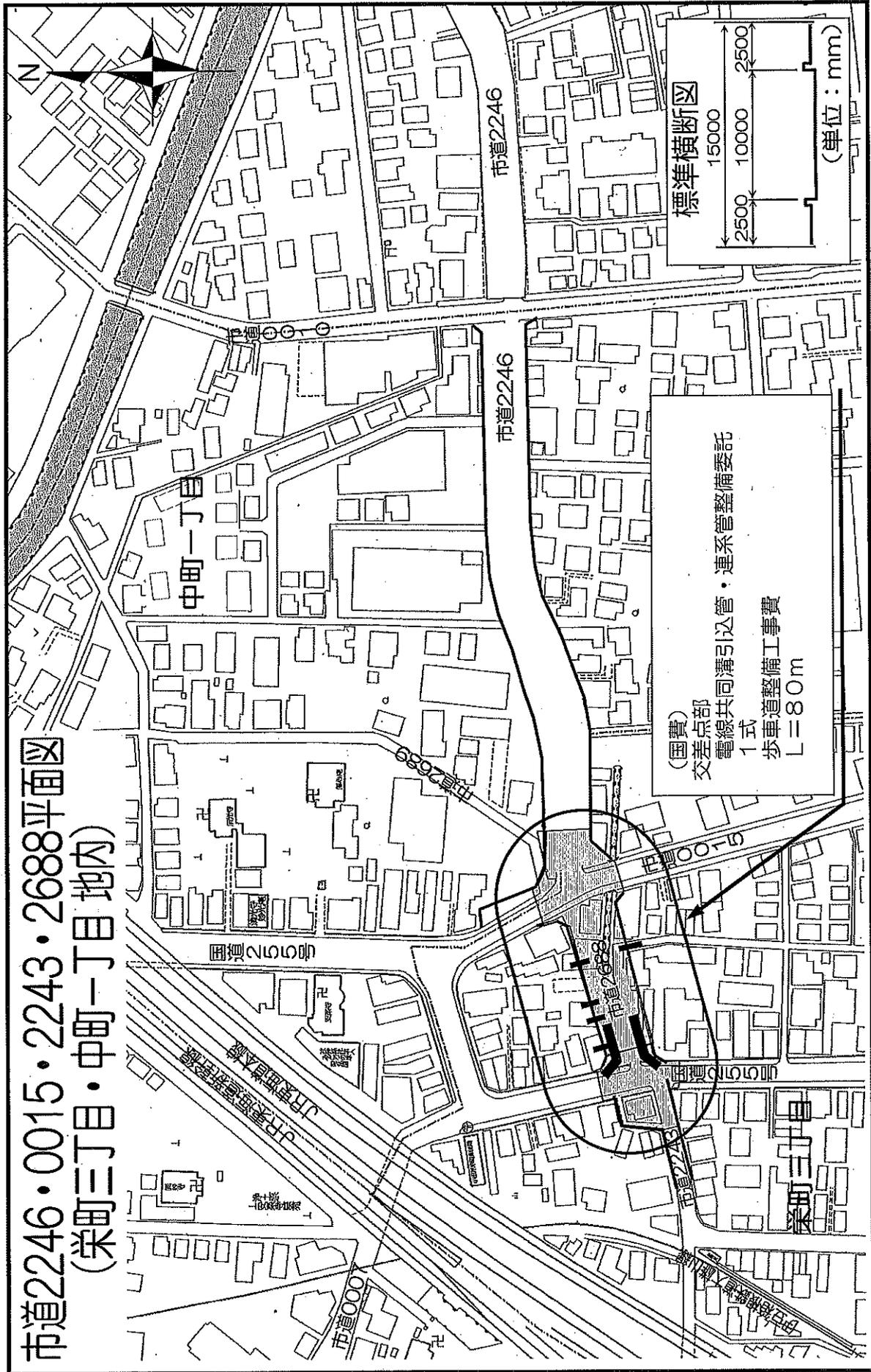
- ・当初予算に対する繰越し・・・42,179千円
- ・国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」関係の補正による平成31年度事業の前倒しに伴う繰越し・・・7,250千円 (图中①・②)



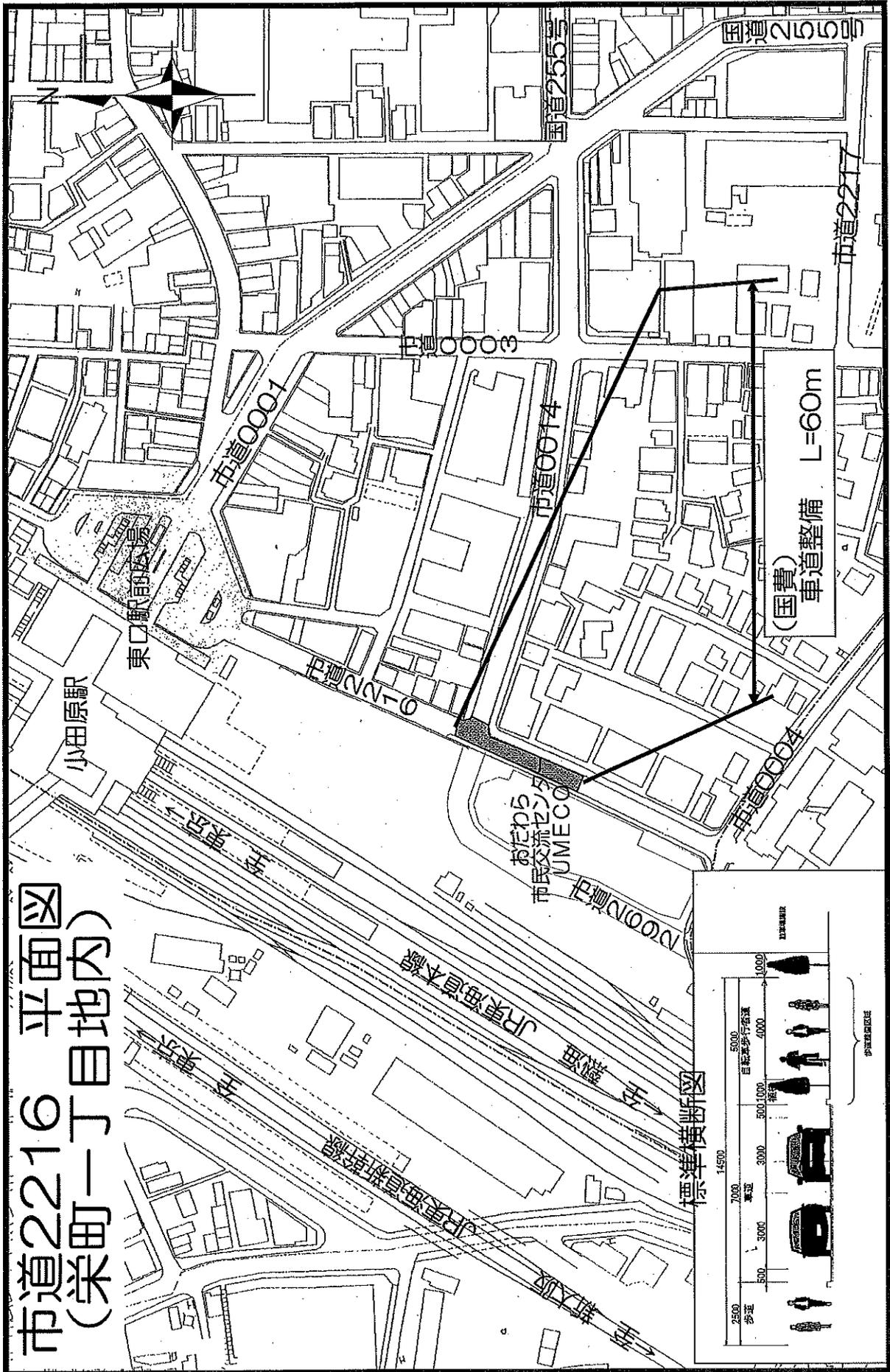
小田原駅西口東町線ポンプ場 位置図
 (扇町一丁目地内)

(国費)
 ポンプ場設備修繕
 常用排水ポンプ用電動バルブ N=1台
 水位計 N=1台

市道2246・0015・2243・2688平面図
 (栄町三丁目・中町一丁目 地内)



市道2216 平面図 (栄町一丁目地内)



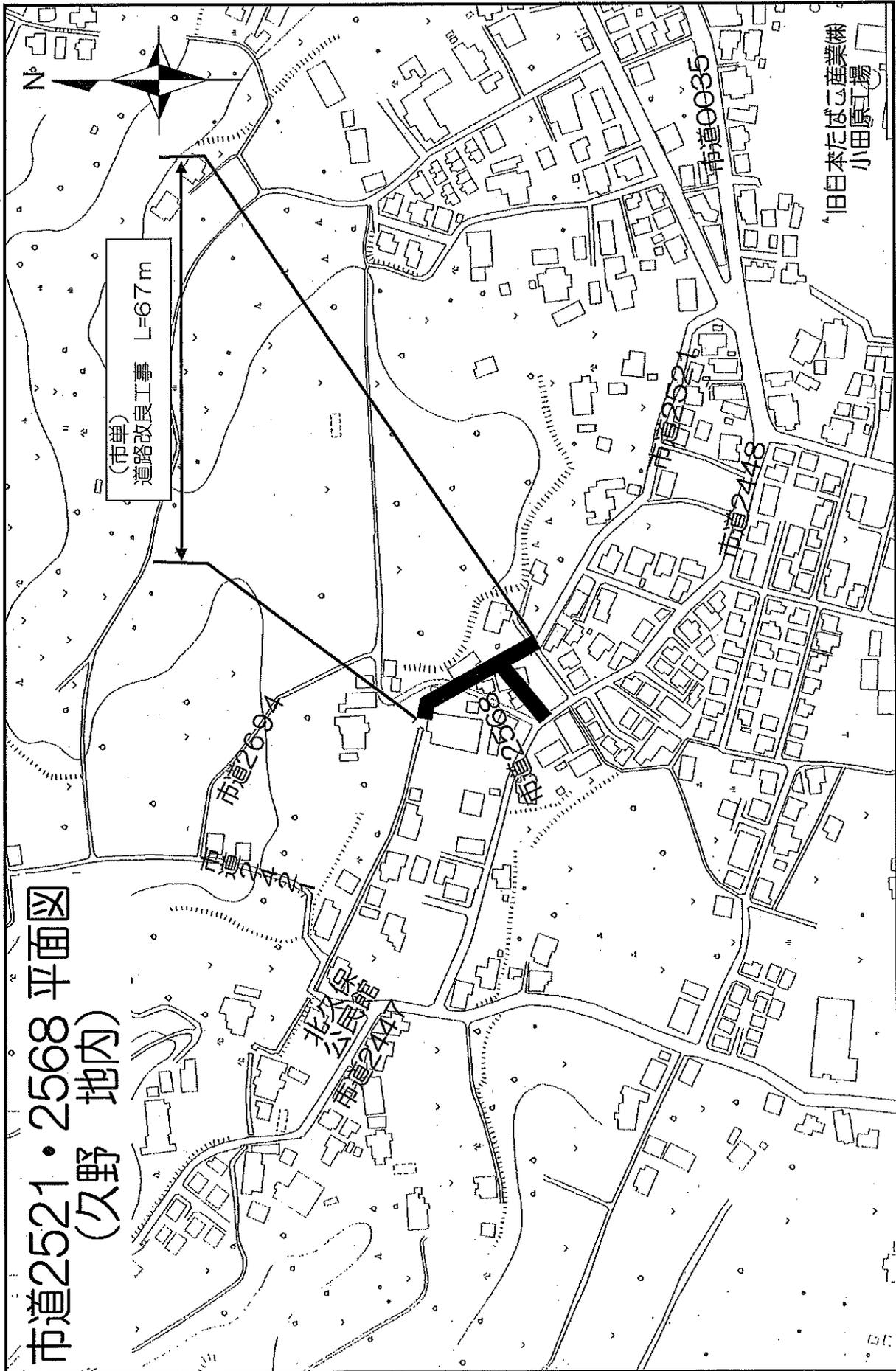
市道2189 平面図

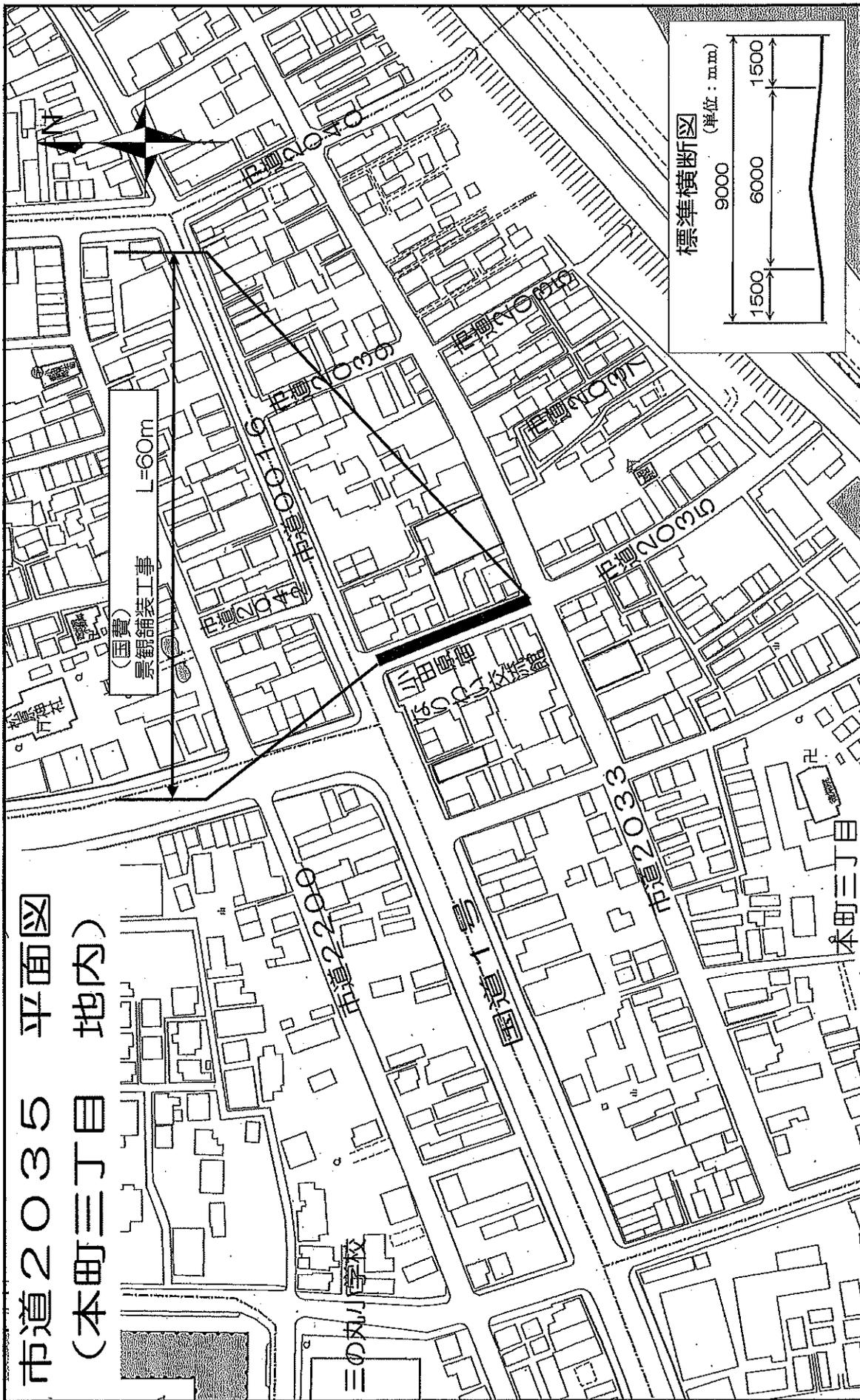
(栄町一丁目地内)



標準横断面

(単位: mm)





辻村植物公園コナラ伐採委託料について

1 概要

○平成30年11月上旬に、辻村植物公園内のコナラ12本が枯れていることを発見した。

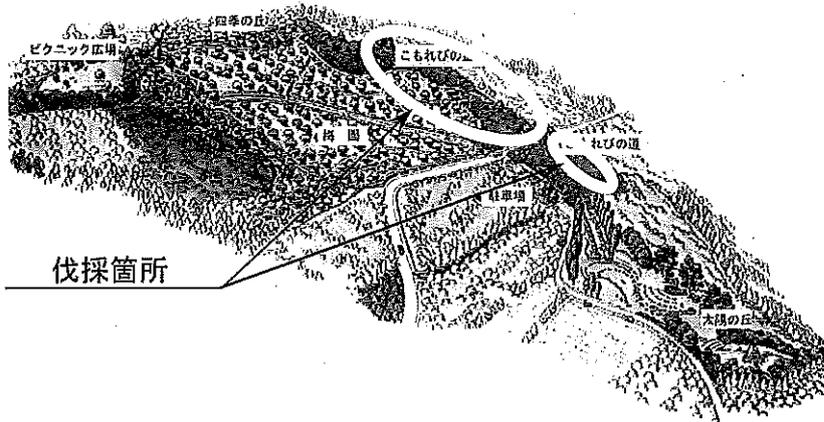
○神奈川県県西地域県政総合センター森林部森林保全課が調査したところ、「ナラ枯れ※」と確認された。

○枯枝・倒木予防による公園利用者の安全確保、隣接する辻村農園やわんぱくランドへの被害拡大防止のため、園内のコナラを速やかに伐採する。

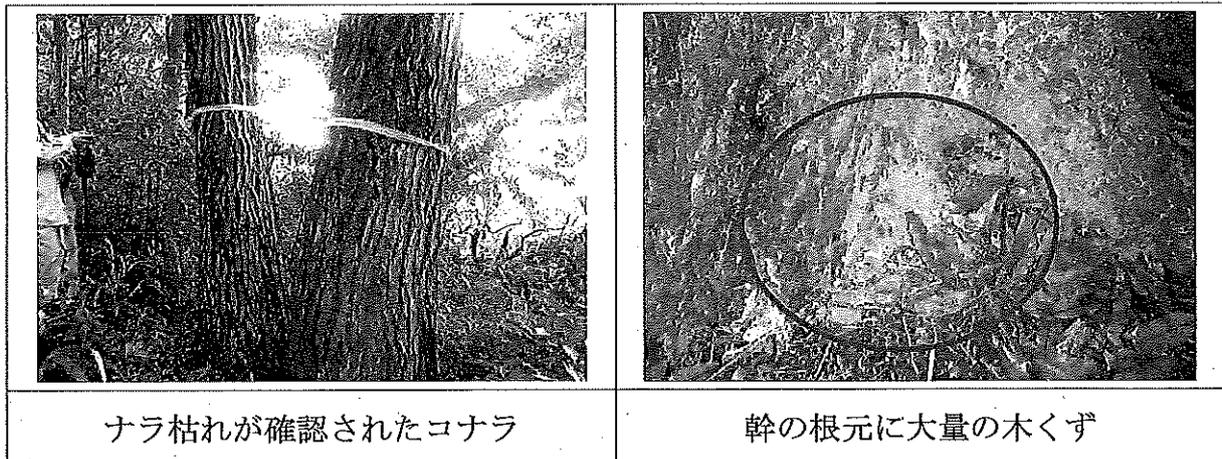
※ナラ枯れ：カシノナガキクイムシが媒介する「ナラ菌」によって、コナラ、ミズナラなどが集団的に枯れる被害で、全国的には1980年代から発生しており、神奈川県内では、平成29年8月に初めて確認された。被害拡大防止のため初期対応がとても重要である。

2 位置図

辻村植物公園 案内図



3 状況写真

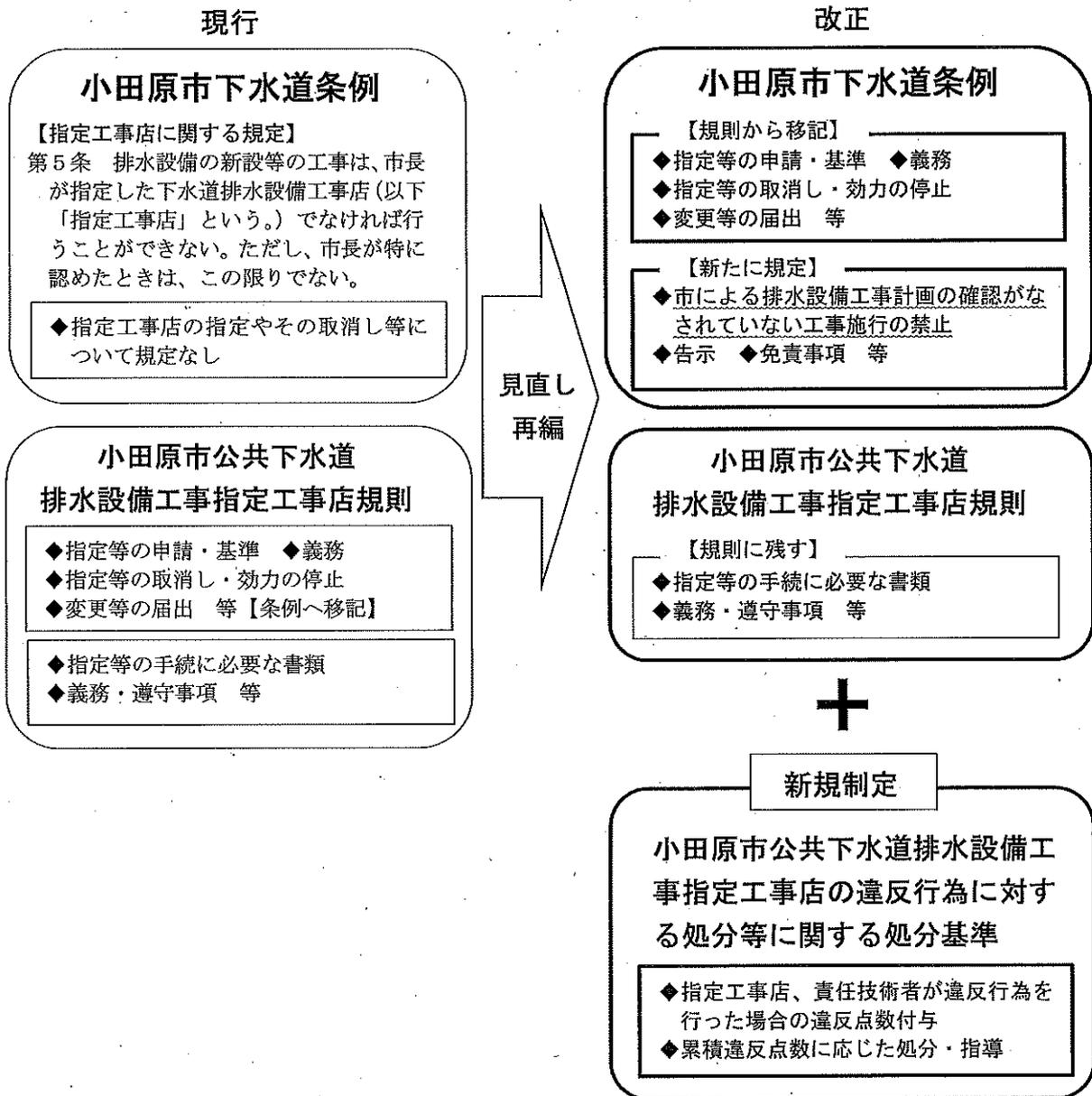


小田原市下水道条例の一部を改正する条例について

1 改正等の背景

下水道使用料の徴収漏れの要因の一つに、小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店（以下「指定工事店」という。）による排水設備工事の手続き上の不備（無届工事等）があった。そうした不備を未然に防ぎ、排水設備工事の適正化を図るため、指定工事店の指定等に係る手続き及び指定取消し等の基準について条例に規定するため改正するとともに、指定取消し等の具体的な基準を設けるため、指定工事店の違反行為に対する処分等に関する処分基準を制定するものである。

2 改正等の概要



3 処分基準の概要

(1) 累積違反点数に応じて、次のとおり処分及び指導を行う。

処分等項目	処分等の内容（指定工事店）	処分等の内容（責任技術者）	累積違反点数
処分	指定の取消し	登録の取消し	100点以上
処分	6月の指定の効力の停止	6月の登録の効力の停止	90点以上100点未満
処分	3月の指定の効力の停止	3月の登録の効力の停止	60点以上90点未満
指導	文書警告	文書警告	30点以上60点未満
指導	口頭指導	口頭指導	30点未満

(2) 指定工事店等が次の違反行為を行ったと認められるときは、次のとおり違反点数を付す。

【指定工事店の違反行為】

適用法令	違反行為の内容	違反点数
条例	偽りその他不正な手段により指定を受けたと認められるとき。	100点
条例	排水設備の計画の確認がなされていない排水設備工事を施行したとき。	35点
条例	排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与えたと認められるとき。	35点
規則	指定工事店としての自己の名義をもって他人に排水設備工事を施行させたとき。	15点
規則	排水設備工事の監理を専属で従事する責任技術者に行わせなかったとき。	15点
規則	営業所の名称、所在地その他規則で定める事項の変更について虚偽の届出をしたとき及び排水設備工事の営業について虚偽の届出をしたとき。	15点

【責任技術者の違反行為】

適用法令	違反行為の内容	違反点数
条例	偽りその他不正な手段により登録を受けたと認められるとき。	100点
条例	責任技術者が専属する指定工事店以外の責任技術者を兼任したとき。	15点
条例	不適正な排水設備工事の施行に関する技術上の監理を行ったとき。	15点

3 市民意見の募集結果

政策等の題名	小田原市下水道条例の一部改正等
意見提出期間	平成30年12月14日(金)から平成31年1月15日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)
意見数(意見提出者数)	1件(郵送)
意見の趣旨	改正に従う。

4 今後のスケジュール

規則及び処分基準の整備を行い、平成31年4月以後、指定工事店等への周知を実施し、同年6月1日を施行日とする。